

請 願 第 2 号

「休憩時間の適切な記録を求める請願」について

別紙のとおり

令和 7 年 7 月 18 日 提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

2025 年 6 月 13 日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 殿

[REDACTED]
神奈川県の一部活動問題を考える会

代表 飯田 深雪

休憩時間の適切な記録を求める請願

1 請願の要旨

県立学校勤務時間管理システムを用いて行われている勤務時間の記録における「休憩時間」について、実際に確保された時間を適切に記録できるようにすること。

2 請願の理由

公立学校の教職員にも、労働基準法第 32 条などの労働時間に係る規制は適用されており、校長や副校長・教頭といった管理職は、教職員の勤務の状況を把握する責務を有している。しかし、学校における業務内容は多岐にわたるため、管理職による現認が完全には困難な状況にある。また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日策定・厚生労働省）」によれば、使用者（学校の場合には管理職）による現認が難しい場合には、労働者（学校の場合には教職員）による自己申告に基づいて労働時間を把握することとされており、適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないとされている。

神奈川県立学校では「県立学校勤務時間管理システム（以下、システム）」で出勤時刻及び退勤時刻を記録し、在校等時間を自動集計している。これは、校務用パソコンのログオン時刻を出勤時刻、ログオフ時刻を退勤時刻として記録する仕組みであるが、教職員は常に職員室内で業務を行っているわけではなく、勤務中に常にパソコンにログインしているとも限らないため、教職員の自己申告により出勤時刻及び退勤時刻を修正することが可能となっている。

しかし、休憩時間については一律に 45 分間確保されたものとみなされ、システム上自動的に在校等時間から 45 分が差し引かれている。実際には 45 分間の休憩時間を確保することができなかった日でも、その記録を修正することは不可能であり、正しい在校等時間が記録されないまま蓄積されている。たしかに、休憩時間の記録自体は労働基準法で義

務付けられているものではないが、実態と異なる記録が残ることは記録の改ざんとも捉えることができ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日・文部科学省）」にある「『在校等時間』からは、実際に確保された分の休憩時間を除くこと」にも反している。さらには、前述の厚生労働省のガイドラインにある「適正な自己申告」が阻害されている状態にあるといえる。

令和 4 年 10 月から 11 月にかけて実施された「神奈川県公立学校教員勤務実態調査」において、調査対象となった県立学校 23 校の「教諭・総括教諭」が回答した延べ 5665 日の勤務日のうち、全体の半数以上の 3422 日で休憩時間が「45 分未満」と回答されていた。休憩時間が「0 分」との回答も 400 件に上っていた。この調査は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行する前の時期に実施されたものであり、教育活動に一定の制限が設けられていた状況下でのデータではあるが、現在と大きな乖離は無いものと考えられる。このような実態が明らかになっているにもかかわらず、休憩時間の適切な記録ができない状態が放置されていることは、労働時間の適切な把握という使用者の責務を放棄しているに等しい。

（なお、この勤務実態調査の集計結果は県のホームページで公開されているが、「休憩時間はいずれの校種、職においても 45 分未満である」と項目 17 で明記されているにもかかわらず、項目 6 における時間外在校等時間の集計においては、各教職員が自己申告した休憩時間ではなく、一律 45 分を除いて集計されていることを申し添える。）

以上の理由から、システムを早急に改修し、実際に確保された分の休憩時間を自己申告により入力できるようにし、正確な在校等時間が記録されるようにすることを強く請願する。

